

◆那須塩原市土地開発指導要綱及び土地開発指導基準改正に関する質問及び回答

項番	質問	回答
1	雨水処理施設からの離隔についてですが、側溝等の構造物からの離隔の基準はございますか。	道路側溝からの離隔の基準はございませんが、道路側溝が沈下しないよう設計をお願いします。
2	上下水道の横断管からの離隔についてですが、管の中心から2m以上という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 (給水管・取付管標準土工図(道路横断部)を参照ください)
3	上下水道の縦断管からの離隔についてですが、開発道路内に新設する場合は、掘削線は上水管中心から0.3m、下水道管中心から0.45mという認識でよろしいでしょうか。	掘削の幅は管種や地盤によって相違するため、一律の基準を設けておりません。なお、雨水処理施設と掘削線の離隔を測る基準点は、掘削線と道路施工後の現地盤面の交点としてください。 (配水管・汚水本管標準土工図(道路縦断部)を参照ください)
4	浸透施設につきましては、単粒度碎石を用いるものは原則使用不可という認識でよろしいでしょうか。	公共施設の地下に埋設するものは、原則、単粒度碎石の使用は不可となります。その他の敷地に設置する場合は、単粒度碎石を使用可能です。